

## 茨城県大洗町と神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定書

茨城県大洗町と神奈川県開成町（以下これらを「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定町のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

### （応援の種類）

第2条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 児童、生徒の受入
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

### （応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する被災町は、次の事項を明らかにして、電話又はその他の通信手段により要請、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の種類及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
- (6) 応援場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### （応援の実施）

第4条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

### （経費の負担）

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町が負担するものとし、他の経費については被災町の負担を原則とする。ただし、本協定の趣旨も踏まえ、費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定町が協議して定めるものとする。

### （災害補償等）

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援町が行うものとする。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

### （応援の自主出動）

第7条 協定町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町と連絡が取れない場合で、応援町が必要と認めたときは、被災町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

### （連絡責任者及び情報交換）

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定町は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

### （その他）

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、各町長が署名の上、各自1通を保有する。

令和6年1月24日

茨城県大洗町長

開成町長

神奈川県開成町長

大洗町長